

赤 監 第 43 号

令和 6 年 3 月 25 日

赤 磐 市 長 友 實 武 則 殿

赤磐市議会議長 佐 藤 武 殿

赤磐市監査委員 近 藤 常 彦

赤磐市監査委員 原 田 素 代

財政援助団体監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体について監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和 5 年度財政援助団体監査結果報告書

第 1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体監査

2 監査の期日

令和 6 年 2 月 15 日（木）

3 監査の対象

財政援助団体 社会福祉法人 赤磐市社会福祉協議会
所管部署 保健福祉部 社会福祉課

4 監査対象期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日

5 監査の対象事項

赤磐市が監査対象期間に交付した補助金に係る出納その他の事務

6 監査方法

赤磐市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、書面調査等を実施するとともに、団体事務局職員及び当該補助金所管課（社会福祉課）職員の出席のもと、関係資料に基づき説明を受け実施した。

第 2 監査対象の概要

1 補助金の名称及び交付額

補助金の名称	交付額（円）
赤磐市社会福祉協議会運営費補助金	62,751,000
山陽老人福祉センター運営費補助金	32,070,000
合 計	94,821,000

（令和 5 年 4 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）

2 補助金の交付根拠

赤磐市社会福祉法人の助成に関する条例

赤磐市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則

3 団体の概要

（1）設立目的

赤磐市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

(2) 実施事業

- ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- エ アからウのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- オ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- カ 共同募金事業への協力
- キ 居宅介護等事業の経営
- ク 老人福祉センターの経営
- ケ 山陽総合福祉センターの経営
- コ 山陽高齢者生きがいセンターの経営
- サ 赤坂福祉サービスセンター「春の家」の経営
- シ 老人デイサービス事業の経営
- ス 居宅介護支援事業
- セ 生活福祉資金貸付事業
- ソ 福祉サービス利用援助事業
- タ 障害福祉サービス事業の経営
- チ 地域活動支援センター「もっこ作業所」の経営
- ツ 自立相談支援事業
- テ 家計改善支援事業
- ト 被保護者就労支援事業
- ナ 介護保険法に基づく第1号事業
- ニ 生活支援コーディネーター事業
- ヌ 地域包括支援センター事業
- ネ その他この法人の目的達成のため必要な事業

(3) 役員及び職員数（令和5年12月1日現在）

役員 会長1名、副会長2名、理事9名、監事2名、評議員20名

職員 正職員40名、市派遣職員1名、嘱託職員17名、人材派遣職員1名、
臨時職員5名、パートタイム職員44名、登録職員8名

第3 監査の結果

補助金の収受については、社会福祉課所管の補助金交付申請書、交付決定通知書等の書類をもとに、団体の会計帳票及び通帳(写し)に補助金の収受が正確に記録されていることを確認した。

また、当補助金は、事業計画に沿って適正かつ効率的に執行されているものと認

められた。

第4 意見

少子高齢化の進行、所得の減収や失業による生活困窮等福祉に関する課題が変化していく中で、困ったときに助け合える地域づくりや、住民が主体的に生活課題を解決できる組織・体制づくりの促進に、社会福祉協議会の役割が一層重要になってきている。

社会福祉協議会が掲げる重点目標や重点事業の着実な実施とともに、安定的な法人経営を可能とするため、組織管理の見直しや内部統制の強化等を行い、健全な組織運営を行えるように努められたい。

赤磐市社会福祉協議会は公共性が高く、市の補助金も多額であることから、住民や市議会等の注目と大きな期待がある。今後も地域に寄り添い、住民が住み慣れた赤磐市で安心して暮らすことができるよう、地域福祉活動の中核となり、所管課との連携体制も図りながら、地域福祉の向上に努めていただくよう望むものである。